

東京事務所における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための
在宅勤務の試験実施について

1 目的

首都圏における新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、更なる感染の拡大を防止し、職員の安全を確保するため、東京事務所において在宅勤務の試験実施を行う。

(※大阪府東京事務所から協力要請あり。)

【大阪府東京事務所の取組】

原則、職員の50%を在宅勤務とする。

2 実施内容

○所属長からの職務命令により、東京事務所職員を半数ずつ交互に、在宅勤務を行わせる。

○在宅勤務の職員には、これまでの庁外アクセス機能を用いたテレワーク業務に加え、庁外アクセス機能を用いない業務にも従事させる。

(例：機密情報を含まない資料作成、紙媒体の資料等を用いた研修等)

3 実施期間

令和2年4月6日(月)から当面の間

4 対象職員

東京事務所に所属する職員(8名)